

監督実施状況及び措置状況

基-第5表-1

平成31年1月～令和元年12月分

業種	定事業場数 定期監督等実施	同違反事業場数	同比率(%)	使用対象事業場数 停止等処分	違反状況 (労働基準法)				
					15条	20条	32 40条	34条	35条
					労働条件の明示	解雇予告	労働時間	休憩	休日
01 製造業	742	587	79.1	32	100	0	278	7	13
01 食品製造	108	86	79.6	7	10	0	33	1	3
02 繊維工業	3	3	100.0	0	0	0	1	0	0
03 衣服その他の繊維	32	22	68.8	0	4	0	11	0	1
04 木材・木製品	12	10	83.3	0	3	0	3	0	0
05 家具・装備品	9	7	77.8	2	1	0	3	0	0
06 バルブ等	98	83	84.7	1	21	0	53	1	2
07 印刷・製本	44	41	93.2	1	6	0	21	1	0
08 化学工業	49	39	79.6	2	5	0	14	1	3
09 窯業土石	39	24	61.5	2	3	0	12	1	0
10 鉄鋼業	4	4	100.0	1	0	0	2	0	0
11 非鉄金属	7	6	85.7	0	1	0	3	0	1
12 金属製品	130	109	83.8	6	21	0	42	0	2
13 一般機械器具	47	37	78.7	3	6	0	18	0	0
14 電気機械器具	32	18	56.3	0	6	0	10	0	0
15 輸送機械製造	32	22	68.8	3	1	0	9	0	0
16 電気・ガス	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0
17 その他の製造	95	76	80.0	4	18	0	43	2	0
02 鉱業	4	2	50.0	0	0	0	0	0	0
01 石炭鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
02 土石採取業	2	1	50.0	0	0	0	0	0	0
03 その他の鉱業	2	1	50.0	0	0	0	0	0	0
03 建設業	756	540	71.4	43	40	0	64	2	11
01 土木工事	80	61	76.3	0	12	0	14	0	1
02 建築工事	551	381	69.1	38	15	0	26	0	2
03 その他の建設	125	98	78.4	5	13	0	24	2	8
04 運輸交通業	232	183	78.9	1	50	0	114	25	4
01 鉄道等	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0
02 道路旅客	14	11	78.6	0	1	0	8	0	0
03 道路貨物運送	217	171	78.8	1	49	0	106	25	4
04 その他の運輸交通	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
05 貨物取扱	43	18	41.9	0	6	0	15	0	1
01 陸上貨物	43	18	41.9	0	6	0	15	0	1
02 港湾運送業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
1号～5号 中計	1,777	1,330	74.8	76	196	0	471	34	29
06 農林業	9	6	66.7	1	0	0	1	0	0
01 農業	7	5	71.4	1	0	0	0	0	0
02 林業	2	1	50.0	0	0	0	1	0	0
07 畜産・水産業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
01 畜産業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
02 水産業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
08 商業	314	234	74.5	1	51	5	114	9	5
01 卸売業	59	45	76.3	0	16	2	29	1	1
02 小売業	185	143	77.3	1	31	3	66	7	3
03 理美容業	7	5	71.4	0	0	0	0	0	0
04 その他の商業	63	41	65.1	0	4	0	19	1	1
09 金融広告業	49	30	61.2	0	7	0	12	2	2
01 金融業	6	2	33.3	0	0	0	1	0	0
02 広告・あっせん	43	28	65.1	0	7	0	11	2	2
10 映画・演劇業	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0
01 映画・演劇業	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0
11 通信業	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0
01 通信業	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0
12 教育研究	22	13	59.1	0	4	0	7	1	1
01 教育研究	22	13	59.1	0	4	0	7	1	1
13 保健衛生業	264	175	66.3	0	28	2	79	5	5
01 医療保健業	24	24	100.0	0	2	0	12	1	1
02 社会福祉施設	231	147	63.6	0	25	2	65	4	4
03 その他の保健衛生	9	4	44.4	0	1	0	2	0	0
14 接客娯楽	172	127	73.8	0	55	0	66	8	3
01 旅館業	21	15	71.4	0	7	0	13	1	1
02 飲食店	132	100	75.8	0	48	0	47	7	2
03 その他の接客	19	12	63.2	0	0	0	6	0	0
15 清掃・と畜	53	43	81.1	0	7	1	24	4	3
01 清掃・と畜	53	43	81.1	0	7	1	24	4	3
16 官公署	5	1	20.0	0	0	0	1	0	0
01 官公署	5	1	20.0	0	0	0	1	0	0
17 その他の事業	75	48	64.0	1	10	2	24	2	4
01 派遣業	11	4	36.4	0	0	1	0	0	0
02 その他の事業	64	44	68.8	1	10	1	24	2	4
6号～17号 中計	967	679	70.2	3	162	10	329	31	23
合計	2,744	2,009	73.2	79	358	10	800	65	52

申告処理状況報告(家内労働法関係を除く)

基一第7表

平成31年 1月～令和元年12月分

業 種	区 分	要 処 理 申 告 事 業 場 数					監 事 督 業 実 場 施 数 (F)	違 反 事 業 場 数 (G)	違 反 事 業 場 比 率 〔 $\frac{G}{F}$ 〕 (%)	完 結 事 業 場 数 (I)	完 結 率 〔 $\frac{I}{E}$ 〕 (%)
		前 繰 年 越 からの 数 (A)	直 接 受 理 数 (B)	他 移 送 局 署 され たる 数 (C)	他 送 局 した へ 移 数 (D)	計 (A+B+C-D) (E)					
1号	食 料 品 製 造 業	4	19	2	2	23	15	10	66.7	21	91.3
	織 維 工 業	1	1	0	0	2	1	1	100.0	2	100.0
	衣 服 其 他 の 織 維 製 品 製 造 業	0	5	0	0	5	4	4	100.0	4	80.0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	1	3	1	1	4	3	2	66.7	3	75.0
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	3	0	0	4	3	2	66.7	4	100.0
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	6	0	0	8	5	4	80.0	7	87.5
	印 刷 ・ 製 本 業	3	4	1	1	7	2	2	100.0	7	100.0
	化 学 工 業	1	7	1	0	9	7	5	71.4	8	88.9
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	6	3	1	0	10	4	3	75.0	10	100.0
	鉄 鋼 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	金 属 製 品 製 造 業	5	10	2	1	16	11	9	81.8	16	100.0
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	7	0	0	8	7	4	57.1	6	75.0
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	3	0	0	5	4	4	100.0	5	100.0
輸 送 用 機 械 等 製 造 業	0	7	0	0	7	5	3	60.0	5	71.4	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	0	2	0	0	2	2	2	100.0	2	100.0	
そ の 他 の 製 造 業	4	17	1	0	22	15	11	73.3	21	95.5	
小 計	31	97	9	5	132	88	66	75.0	121	91.7	
2号	石 炭 採 取 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	土 石 採 取 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	そ の 他 の 鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	
3号	土 木 工 事 業	15	24	6	4	41	20	10	50.0	39	95.1
	建 築 工 事 業	13	75	16	8	96	60	34	56.7	83	86.5
	そ の 他 の 建 設 業	12	62	11	5	80	47	27	57.4	66	82.5
小 計	40	161	33	17	217	127	71	55.9	188	86.6	
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	道 路 旅 客 運 送 業	3	12	2	0	17	10	7	70.0	14	82.4
	道 路 貨 物 運 送 業	17	92	10	6	113	77	56	72.7	97	85.8
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	0	2	0	0	2	1	0	0.0	2	100.0
小 計	20	106	12	6	132	88	63	71.6	113	85.6	
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業	1	12	0	2	11	7	5	71.4	8	72.7
	港 湾 運 送 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
小 計	1	12	0	2	11	7	5	71.4	8	72.7	
1 ~ 5 号 計	92	376	54	30	492	310	205	66.1	430	87.4	
6号	農 業	3	2	0	0	5	2	1	50.0	5	100.0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
小 計	3	2	0	0	5	2	1	50.0	5	100.0	
7号	畜 産 業	0	1	0	0	1	1	1	100.0	1	100.0
	水 産 業	0	1	0	0	1	1	1	100.0	1	100.0
小 計	0	2	0	0	2	2	2	100.0	2	100.0	
8号	商 業	40	169	11	28	192	129	94	72.9	157	81.8
9号	金 融 ・ 広 告 業	3	9	0	1	11	4	2	50.0	10	90.9
10号	映 画 ・ 演 劇 業	0	1	0	0	1	1	0	0.0	1	100.0
11号	通 信 業	2	2	0	0	4	2	2	100.0	3	75.0
12号	教 育 ・ 研 究 業	6	36	0	2	40	28	17	60.7	33	82.5
13号	医 療 保 健 業	8	35	2	0	45	32	20	62.5	38	84.4
	社 会 福 祉 施 設 業	10	66	0	3	73	57	40	70.2	63	86.3
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	1	4	2	3	4	3	1	33.3	3	75.0
小 計	19	105	4	6	122	92	61	66.3	104	85.2	
14号	旅 館 業	7	17	6	8	22	18	14	77.8	20	90.9
	飲 食 店 業	17	84	4	11	94	56	42	75.0	77	81.9
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	6	36	3	4	41	29	23	79.3	26	63.4
小 計	30	137	13	23	157	103	79	76.7	123	78.3	
15号	清 掃 ・ と 蓄 業	4	32	5	2	39	27	23	85.2	29	74.4
16号	官 署 業	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
17号	派 遣 業	7	35	7	12	37	29	13	44.8	32	86.5
	そ の 他 の 事 業	20	77	8	18	87	58	41	70.7	75	86.2
小 計	27	112	15	30	124	87	54	62.1	107	86.3	
6 ~ 17 号 計	134	607	48	92	697	477	335	70.2	574	82.4	
合 計	226	983	102	122	1,189	787	540	68.6	1,004	84.4	

# 改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るこのできない上限が設けられます。

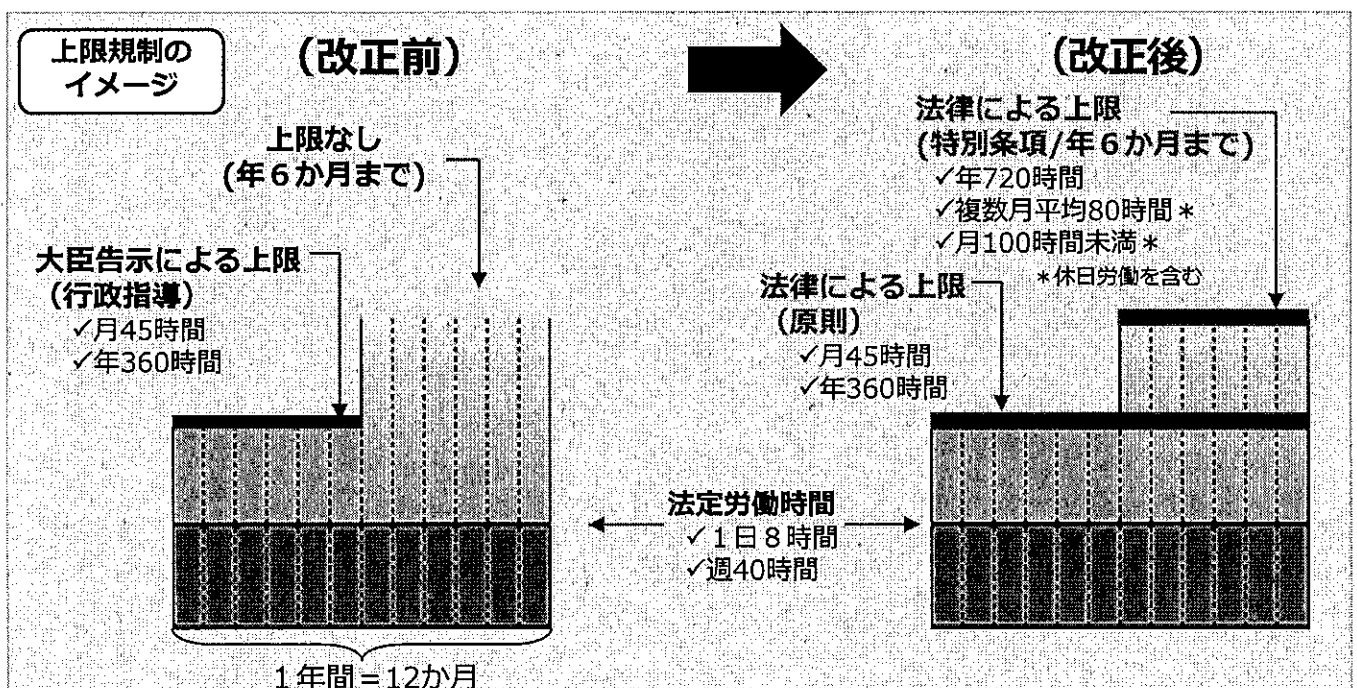


**時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。**  
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るこのできない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

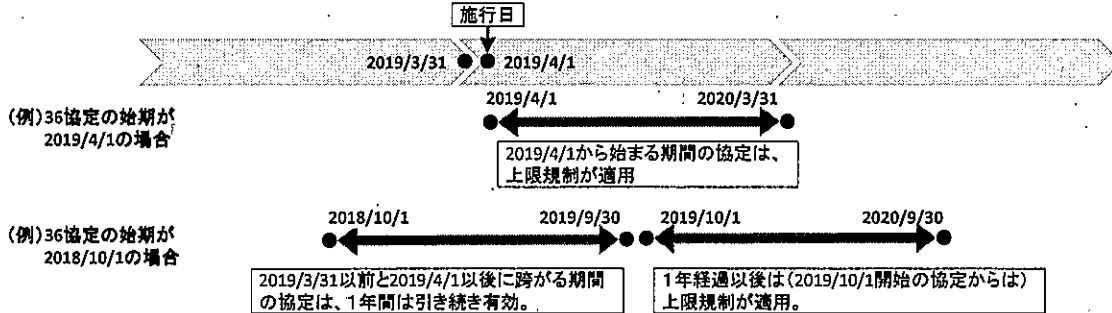
（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



Point  
3

上限規制の施行に当たっては、経過措置を設けています。

- 施行に当たっては経過措置が設けられており、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。2019年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。



Point  
4

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>● 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 月100時間未満</li> <li>✓ 2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>● 時間外労働と休日労働の合計について、  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 月100時間未満</li> <li>✓ 2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。</li> <li>● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 月100時間未満</li> <li>✓ 2～6か月平均80時間以内</li> </ul> とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられました。

事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

建設下請負人の皆さま、ご安心ください。

# 中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

## たとえば、そのお困りごと

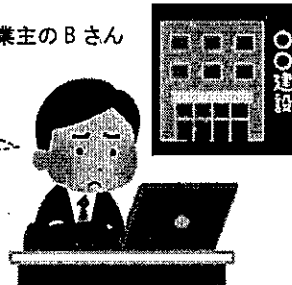
休日労働が心配な事業主のBさん

急な発注で工期が短すぎて、休日に作業させるしかない…  
でも、受注単価は据え置きか……

予定どおりに請負代金を払ってもらえない…  
従業員に賃金を払えなくなるかも……



賃金の支払に困る事業主のAさん



## 下請取引が原因ではありませんか？

以下のような行為は「建設業法」で禁止されています！

- 下請代金の支払遅延
- 不当に低い請負代金
- 不当な使用資材等の購入の強制 → 裏面の「項目3」もご参照ください。

元請負人による建設業法違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署では、ご相談への対応だけでなく、建設業法違反を調査している国土交通省へご相談の取次ぎを行っています（下図参照）。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
  - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
  - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送してください。  
※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。



- 労働基準監督署から国土交通省への取次ぎは、下請負人名を匿名とすることも可能です。
- 国土交通省が元請負人に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。

▶ 国土交通省では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けております。詳しくは、ホームページをご確認ください。

